

承第4号

令和2年度檀原市一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度檀原市一般会計補正予算（第2号）につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

令和2年度檀原市一般会計補正予算（第2号）について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年5月20日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算の計上について事務上急を要するため

令和 2 年 度

一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 2 号)

檀 原 市

令和2年度樺原市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度樺原市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,119,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
18 繰入金	
	2 基金繰入金
歳	入 合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
522,700	60,348	583,048
522,096	60,348	582,444
56,059,356	60,348	56,119,704

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
7 商工費	
	1 商工費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
17,585,215	6,036	17,591,251
16,602,667	6,036	16,608,703
4,006,145	8,824	4,014,969
1,572,842	8,824	1,581,666
1,479,013	45,488	1,524,501
1,479,013	45,488	1,524,501
56,059,356	60,348	56,119,704

